

# 鹿町地区コミュニティセンター 料金表

問合せ先: ☎ 77-5251

## 使用料(1時間につき)

| 室場     |      | 市内使用者の地域コミュニティの活性化目的又は社会教育目的 | 市内使用者の地域コミュニティの活性化目的若しくは社会教育目的以外又は市外使用者 |
|--------|------|------------------------------|-----------------------------------------|
| ホール    | 全体   | 690円                         | 1,710円                                  |
|        | 舞台のみ | 240円                         | 530円                                    |
| 1号和室   |      | 90円                          | 210円                                    |
| 生活実習室  |      | 100円                         | 260円                                    |
| 会議室    |      | 90円                          | 210円                                    |
| 視聴覚室   |      | 100円                         | 260円                                    |
| 食堂     |      | 90円                          | 210円                                    |
| 集会室    |      | 150円                         | 360円                                    |
| ふれあいの家 | 多目的室 | 100円                         | 260円                                    |
| 陶芸の家   | 講座室  | 90円                          | 210円                                    |

### 備考

営利を目的として使用する場合は、市内使用者の地域コミュニティの活性化目的若しくは社会教育目的以外又は市外使用者の欄に規定する額の3倍に相当する額とする。

## 冷暖房等実費料金表

### (1) 冷暖房費

| 室 名           | 冷房料      | 暖房料      |
|---------------|----------|----------|
|               | 1時間ごと(円) | 1時間ごと(円) |
| ホール           | 2,100    | 2,100    |
| 1号和室          | 100      | 100      |
| 生活実習室         | 420      | 420      |
| 会議室           | 100      | 100      |
| 視聴覚室          | 100      | 100      |
| 食堂            | 100      | 100      |
| 集会室           | 200      | 200      |
| (ふれあいの家) 多目的室 | 100      | 100      |

### (2) ガス使用料

1. 調理実習台1台、1回50円
  2. 瞬間湯沸し器・給湯器1回50円
  3. ガスオーブン1台、1回50円
  4. ガス炊飯器1台、1回50円
- ただし、1回の使用時間は4時間以内とし、4時間を超えるごとに50円を加算する。

### (3) 電気機器使用料

1. コミュニティセンター備付けの冷蔵庫を除く電気機器を使用するときは、1時間あたり1kw未満20円、1kw以上2kw未満40円、2kw以上3kw未満60円、3kw以上4kw未満80円、4kw以上5kw未満100円とする。
2. 相浦地区コミュニティセンターの舞台照明: 1本40円/h

### (4) コピー料

サイズにかかわらず、1枚10円とする。

### (5) 印刷費

印刷機の使用は、1枚4円とする。ただし、紙持ち込みの場合は、1枚3円とする。

### (6) シャワー使用料

シャワーの使用は、10分100円とする。